

公聴会、パブリックコメントで寄せられた意見と要望

○規制のあり方等についてのご意見

	意見の概要	専門家会合での検討状況	備考
1	<p>有害物質を発散している場所において送気マスク等を着用した場合における生殖機能等に与える影響について検討していないのであれば、女性の就労機会を必要以上に狭めないために送気マスク等を着用した場合には女性の就労を認めるべき。(意見募集)</p>	<p>【第3回専門家会合議事要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生理学的には、<u>胎児を抱えている妊婦は、より酸素その他を多く体内に取り込まなければいけない</u>。その必要性があるので、1回の呼吸量もより深く呼吸することになるから、妊婦は努力して呼吸量を増やしているという状況が生理的に起きているという解釈が、概ね産科の「妊娠の生理」ということで考えられている。基本的にはこういった<u>マスクを着けて、妊婦に仕事をさせることは避けるべき</u>。 ● 呼吸抵抗の増加と漏れの問題、また妊婦の場合は有害物質にさらされた場合に吸収が高くなってしまふという面から、マスクは非常手段であって、常時それを使って作業するのは、特に妊婦の場合にはふさわしくない。 ● 今の女性側では、濃度が一定の濃度を超える場合にはマスクをしても就業してはいけないという就業禁止が女性全般に掛けられている。 ● <u>女性はいつでも妊娠する可能性がある</u>ので、終わってみたら妊娠だったとわかったという状況は避けたいが、他方、妊娠する可能性が全くない人もいけないのかと言われると悩ましい。 ● <u>就業から閉め出されてしまう可能性があるが問題となるのは、新たに追加される規制対象物質のタンク内洗浄作業等という非常に特殊なものになる。対象となるものは実際にはそれほど多くない。安全サイドに立ちそこは漏らさない方がよい。</u> 	<p>今回の改正案では、労働安全衛生法でマスクを着用しなければならないとされている環境^(注)では、女性労働者の就業を制限。</p> <p>(注) タンク・船倉内等で有害物が高濃度に発散していると見なされる作業場、作業環境測定の結果第3管理区分となった作業場</p>
2	<p>GHS分類は、簡易的手法によっており、規制対象物質については、専門家による査読を含めた再検証を行うべき。(意見募集)</p>	<p>【専門家会合の報告書】・・P6～7から引用</p> <p>母性保護規定の対象とする有害物は、以下の考えに基づき選定することが適当である。</p> <p>(ア) (中略)</p> <p>(イ) 女性労働者の妊娠・出産・授乳機能に対する有害性を有する物質として、厚生労働省(労働基準局)が行ったGHS分類事業において、次のいずれか又は両方に該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生殖毒性が「区分1」又は「授乳に対する又は授乳を介した影響あり」に該当したもの ○ 生殖細胞変異原性が「区分1」に該当したもの 	<p>今回の改正案の対象物質選定の根拠となったGHS分類は、複数の専門家による文献の査読等を経て、分類されたものを使用。</p> <p>また、一旦分類された物質についても、適宜新たな知見を踏まえた再分類が行われており、これらの結果に依り本規制の対象物質の範囲を見直すこととしている。</p>

		<p>【専門家会合の報告書】・・P8 から引用</p> <p>③ 新たな知見に対応する有害物の選定、規制濃度等の見直し</p> <p>厚生労働省(労働基準局)は化学物質のリスク評価制度において、毎年幾つかの物質を選定し、職場におけるばく露実態と有害性情報を踏まえたリスク評価を行っており、その結果必要と判断された物質は、労働安全衛生法令の対象に追加されている。</p> <p>また厚生労働省のGHS分類事業において、<u>新たな知見に基づき物質の再分類が行われた場合、当該物質の生殖毒性等の区分が変更される場合がある。</u></p> <p><u>このような場合、改めて上記①の(ア)及び(イ)の要件に照らし、これらに合致するものは母性保護規定の対象に追加する必要がある。</u></p>	
3	<p>15種類のクロム酸塩についてGHS分類をした結果、4種類に生殖細胞変異原性又は生殖毒性が認められたのであれば、その4種類の物質を規制すればよいのではないか。(意見募集)</p>	<p>【専門家会合の報告書】・・P7 から引用</p> <p><u>その他の化合物(中略)についても、化合物の内、一部の物質のみが上記(イ)(注:生殖毒性等を有する)に該当するものであるが、これらの化合物は製造工程において混合して使用されている等により、必ずしも物質ごとに管理されておらず、化合物として一括して管理されているため、一括して規制の対象とすることが適当である。</u></p>	
4	<p>マンガン化合物が対象外であれば、マンガン(マンガン化合物を除く)と記述し、範囲を明確にしてはどうか。(意見募集)</p>		<p>労働安全衛生法令では「マンガン」には「マンガン化合物」は含まれない。マンガン化合物を対象とする場合は「マンガン及びその化合物」と明示されることとの整合性を図るため、今回の改正案では「マンガン」と表記している。</p> <p>なお広報資料等においてはマンガン化合物が含まれないことを明記することとしたい。</p>

			<p>【参考】労働安全衛生法施行令 別表三 特定化学物質^(注) 二 第二類物質 33 マンガン及びその化合物(塩 基性酸化マンガンを除く。)</p>
5	<p>現場のばく露実態等の調査や、毒性についての量-影響関係のさらなる研究により、問題のない物質が明らかになった場合には、女性労働基準規則による規制対象から外すことも検討されることが望ましい。(公聴会)</p>	<p>【専門家会合の報告書】・・P8 から引用 ③ 新たな知見に対応する有害物の選定、規制濃度等の見直し(中略)このような場合、改めて上記の要件に照らし、これらに合致するものは母性保護規定の対象に追加する必要がある。さらに、新たな知見により管理濃度の値又は測定方法が見直された場合は、これに応じて母性保護規定の規制値等を見直す必要がある。</p>	

○施行、手続に関するご意見

	意見の概要	専門家会合での検討状況	備考
6	「第3管理区分」となったケースにおいて、その回復までの間、作業環境が女性労働者に悪影響を及ぼす可能性があること等、女性労働者に十分な配慮と情報の周知が必要。 (公聴会)	【専門家会合の報告書】・・P7 から引用 労働安全衛生法令による作業環境測定の結果、気中濃度の平均が規制濃度を超えることが明らかになった作業場(作業環境測定により第3管理区分に評価された作業場)及び同物質で汚染されたタンク等の内部において、 <u>全ての女性労働者は、呼吸用保護具を着用しても就業が禁止される。</u>	○ 施行に向け、改正の内容について十分な周知等を行っていく予定。
7	予防的対応と速やかな GHS 分類を実施することに十分に配慮する必要がある。同時に、化学物質のリスクの程度に応じた管理・審査体制の強化及び、より安全な原材料への代替や発散物の低濃度化等の措置が望まれる。これらの点について、事業主、労働者、産業保健スタッフに、化学物質の有害性等について十分な情報を適切に周知することが必要(公聴会)	【専門家会合の報告書】・・P8 から引用 多様な化学物質を女性労働者が取り扱う職場にあつては、 <u>生殖毒性等の有無が十分知られていない化学物質があることに留意し、母性保護の推進のため、十分な知識の下で予防的対応に基づく化学物質管理を自主的に実施することが望まれる。</u> これは、生殖毒性等を含む毒性から男女を問わず労働者の健康を保護するために、より安全な原材料への代替や作業場に発散する濃度の低減措置を求めるものであり、女性労働者の就業の機会が狭められることがないよう十分配慮する必要がある。	○ 施行に向け、改正の内容について十分な周知等を行っていく予定。 労働安全衛生法上の指針により、未規制物質に対する予防的対応が求められている。 【参考】化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(抜粋) 根拠条文:労働安全衛生法 28 条の 2 1 趣旨等 「・・事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進することを目的とする」 7 情報の入手 8 危険性又は有害性の特定 「GHS で示されている危険性又は有害性の分類等に則して、各作業における危険性又は有害性を特定するものとする」 9 リスクの見積もり 10 リスク低減措置の検討及び実施
8	女性の就労の場・就労機会の減少につながらないよう、労働安全衛生法を含め制度間の連携を図り、周知・遵守を求める。また、対応に十分な周知期間を必要とする企業につ	【専門家会合の報告書】・・P6 から引用 妊娠中の女性を含め女性労働者の就業を制限する規制の検討に当たっては、母性を保護する目的であっても、使用者の過剰な対応により女性労働者の就業の場を必要以上に狭め	○ 今回の改正案は平成 24 年 10 月 1 日施行予定。 ○ 施行に向け、改正の内容について十分な周知等を行っていく予定。

	<p>いて、政策的な支援を求める。(意見募集)</p> <p>使用者の理解不足や過剰な対応により、女性の就労の場・就労機会の減少につながるよう、労働安全衛生法を含め、制度間の連携をはかり、内容の十分な周知・遵守を求めたい。(公聴会)</p>	<p>てしまうおそれがある点について十分配慮する必要がある。</p>	
9	<p>作業環境測定の結果「第3管理区分」となった場合、直ちに女性労働者の就業を禁止せず、健康診断を実施しながら代替要員の確保や改善措置を施すまで、数日の経過期間を求める。(意見募集)</p> <p>基本は事業者が作業環境を適切に管理することが第一義であり、環境改善に時間を要する場合であっても就労上の不利益を被ることがないように柔軟なご指導をお願いします。(公聴会)</p>	<p>(本表 P1 の「1」参照)</p>	<p>事業主に対し、今回の改正案の趣旨をふまえ関係法令に基づき、適切に作業環境の管理改善を行っていただくよう周知等を行っていく予定。</p> <p>【参考】特定化学物質障害予防規則 第36条の3 事業者は、前条第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならない。</p> <p>(昭和63年9月16日 基発602号)</p> <p>「直ちに」とは、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検及び点検結果に基づく改善措置を直ちに行う趣旨であるが、改善については、これに要する合理的な時間については考慮されるものであること。</p> <p>呼吸用保護具の使用をもって当該措置に代えることができる趣旨ではないこと。</p>
10	<p>女性の就業の場、就業機会の減少の有無など、雇用環境の動向を含めた調査を求める。(意見募集)</p>	<p>【第1回専門家会合】 厚生労働省の労働環境調査において調査した有害業務の種類別男女別従事労働者の割合が第1回専門家会合の資</p>	<p>次回の労働環境調査は平成25年に実施する予定。</p>

		<p>料とされた。</p> <p>○有害業務に従事する女性労働者の割合(厚生労働省 労働環境調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛</td> <td>3.2%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤</td> <td>9.6%</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>特定化学物質</td> <td>0.9%</td> <td>0.9%</td> </tr> </tbody> </table>		H13	H18	鉛	3.2%	2.5%	有機溶剤	9.6%	6.4%	特定化学物質	0.9%	0.9%	
	H13	H18													
鉛	3.2%	2.5%													
有機溶剤	9.6%	6.4%													
特定化学物質	0.9%	0.9%													
11	<p>労働環境に関する法制度の制定・改定の検討を行う場合は、全ての関係者が参加する場で行うことを求める。(意見募集)</p> <p>男女共同参画社会の面から女性からの意見をもっと積極的に聞きとり、意見の反映を図るべき(公聴会)</p>		<p>今回の改正において、次のとおり意見の聴取等を実施した。</p> <p>平成 22 年 12 月～23 年 12 月 母性保護に係る専門家会合開催</p> <p>平成 24 年 1 月 13 日 第 111 回雇用均等分科会</p> <p>平成 24 年 1 月 23 日～2 月 22 日 パブリックコメントによる意見募集</p> <p>平成 24 年 2 月 15 日 労働基準法第 113 条に基づく公聴会</p> <p>規制の見直しに際しては、今後とも関係者からの意見を踏まえてまいりたい。</p>												